

- 加盟せざる事、又組合より脱退する事を雇傭条件となす事を得ず。
- 七、労働組合が雇主又はその團體と労働協約を締結したる場合に於て、之に反する組合員と雇主との單獨契約條項は之を無効とす。
- 八、労働組合の役員又は組合員は労働争議遂行の目的を以て監視、訪問、不買同盟、團體的示威又は文書の頒布若くは貼付を爲したるの故を以て處罰せらるゝことなし。
- 九、労働組合の組合員たる未成年者又は有夫の女子は組合員としての行爲に關し法定代理人の同意又は夫の許可を要せず。
- 十、労働組合は司法裁判所の判決を経るにあらざれば解散することなし。
- 十一、地方長官は労働組合の規約又は決議法令に違反するものありと認めたる時は警告を發し若し應ぜざる場合にはその取消變更を裁判所に告訴する事を要す。
- 十二、六に違反したる雇主又は代理人は六ヶ月以上三ヶ年以下の懲役に處す。

實 行 方 法

執行委員會に於て本要綱を政府に建議すると共に來るべき第六十五議會に提案すること。

第二號議案 健康保險法改正に關する件

執行委員會提出

主 文

我等は健康保險法が實施されて六年、其の間に於ける體験に鑑み現行法に幾多の缺點あるを認め左記要綱に基く改正を即時政府に於て斷行せられん事を要求す。

健康保險法改正要綱

第二章 被保險者の範圍

- 一、原則として現行法に於ける強制保險と任意保險の區別を廢し、全部一括して強制保險とする事。(現行法第十三條及第十四條の修正)
- 二、左記各項に於ける労働者に適用範圍を擴張する事
  - イ、労働者災害扶助法を適用する、労働者
  - ロ、一定數以上の商業使用人
  - ハ、家内工業に従事する労働者
  - ニ、棧橋、倉庫、波止場、岸壁、停車場、艇船、船舶等の相互間に於て貨客の輸送運搬に従事する労働者並に平水航路、湖川港灣のみを航路定限とする汽船、帆船、艇船、曳船、ランチ、不登港船、其他船舶法の適用を受けざる各種船舶乗組員。
  - ホ、古船解撤事業に従事する労働者
  - ヘ、其他一般被傭者(以上現行法第十三條及第十四條の修正)
- 三、被保險資格の取得及喪失